



百十四銀行及び香川銀行における 相続手続の共通化について

株式会社百十四銀行（頭取 綾田 裕次郎）及び株式会社香川銀行（頭取 山田 径男）は、お客さまの利便性向上を目的に、預金等の相続手続に関する書類・手続を共通化することといたしましたので、その概要をお知らせします。

今後も、お客さまの一層の利便性向上に取り組んでまいります。

1. 実施日

2023年4月3日（月）

2. 共通化の目的

- ✓ 高齢化社会の進展により、今後、相続の増加が予想されるなか、預金等の相続手続は、金融機関ごとに必要書類が異なるなどの煩雑さが課題でした。
- ✓ 地域のお客さまのご負担を少しでも軽減できるよう、百十四銀行及び香川銀行における相続手続を共通化いたします。
- ✓ 今後、本取組みを香川県に本店を置く金融機関に拡大させることで、さらなるお客さまの利便性向上、サステナブルな社会の実現に努めてまいります。

3. 共通化の概要

- ✓ 相続手続依頼書類の様式・記入方法の共通化
- ✓ ご提出いただく確認書類の共通化
- ✓ 相続手続の簡素化基準の共通化

（注）本件は相続手続を共同で実施するものではないため、必要書類の提出等は金融機関ごとに必要となります。また、金融機関ごとに一部相違する取扱いもあります。

以上

